

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月1日

萩市長 藤道 健



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
萩市黒川地区（苳野）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和2年3月24日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 2 経営体
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に登録されている借受希望者に貸し付ける場合は、原則として農地中間管理機構を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方
新規・特産化作物の導入

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月1日

萩市長 藤道健二



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
萩市山田地区（田中・中河内・殿河内・九朗坊）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和2年3月24日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 0 経営体
個人 5 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に登録されている借受希望者に貸し付ける場合は、原則として農地中間管理機構を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方
高利益作物の生産
新規就農者、退職帰農者の受入促進
有機農業生産者の受入れ

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月1日

萩市長 藤道健



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
萩市下小川地区（18区）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和2年3月24日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に登録されている借受希望者に貸し付ける場合は、原則として農地中間管理機構を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方
中心経営体への農地集積促進
6次産業化
新規販路開拓

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月1日

萩市長 藤道健二



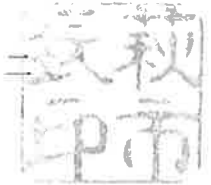
記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
萩市吉部下地区（長尾）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和2年3月24日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 0 経営体
個人 3 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に登録されている借受希望者に貸し付ける場合は、原則として農地中間管理機構を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方
中心経営体への農地集積促進
畜産農家と連携し水田放牧の活用
新規就農者の受入促進

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月1日

萩市長 藤道 健



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
萩市吉部地区（千石台）

2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和2年3月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 0経営体

個人 16経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構に登録されている借受希望者に貸し付ける場合は、原則として農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

中心経営体への農地集積

農産物の品質向上

販売方法の見直しによる利益率向上

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月1日

萩市長 藤道健



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
萩市高佐地区（西側）

2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和2年3月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 0経営体
個人 6経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

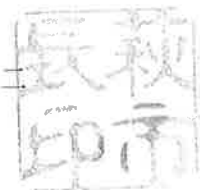
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に登録されている借受希望者に貸し付ける場合は、原則として農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方
新規就農者の受入促進

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月1日

萩市長 藤道健二



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
萩市弥富下地区（7区）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和2年3月24日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 0 経営体
個人 6 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に登録されている借受希望者に貸し付ける場合は、原則として農地中間管理機構を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方
地域性を生かした収益性の高い農産物の生産